

# 平成29年度に実施した個別指導に おいて保険医療機関（医科）に改善 を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

平 成 3 0 年 8 月

## 目 次

I	保険診療等に関する事項	
1	診療録	1
2	傷病名	1
3	基本診療料	2
4	医学管理等	2
5	在宅医療	3
6	検査	4
7	画像診断	4
8	投薬・注射	4
9	リハビリテーション	4
10	処置	4
II	診療報酬の請求等に関する事項	
1	診療報酬明細書の記載等	4
2	一部負担金等	5
3	届出事項・院内掲示等	5

## I 保険診療等に関する事項

### 1 診療録

- (1) 必要事項の記載が乏しい診療録が認められた。診療録は保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、必要事項の記載を十分に行うこと。
- (2) 複数の保険医が一人の患者の診療に当たっている場合において、署名又は記名押印が診療の都度ないため、診療の責任の所在が明らかでない診療録が認められたので改めること。
- (3) 記載内容が判読困難な診療録が認められたので改めること。
- (4) 鉛筆による診療録の記載が認められたので改めること。
- (5) 修正テープや塗りつぶし及び貼紙により訂正しているため、修正前の記載内容が判読できない診療録が認められたので改めること。
- (6) 欄外への記載が認められたので改めること。
- (7) 傷病名の記載は、一行に一傷病名とするように改めること。
- (8) 保険診療の診療録と保険外診療（自由診療）の診療録とが区別されていない例が認められたので改めること。
- (9) 診療録及び診療報酬明細書に記載している傷病名について、その傷病を診断した経緯又は根拠を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- (10) 診療録の様式が定められた様式（第1号（1））に準じていないので改めること。
- (11) 電子カルテについて、次の事項において不備が認められたので改めること。
  - ① 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない。
  - ② 真正性の確保がされていない。
    - ・ パスワードの更新期限が適切でない。（最長でも2か月以内）
  - ③ 管理体制
    - ・ 監査を実施していない。

### 2 傷病名

- (1) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠がない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、症状詳記等で説明を補うようにすること。
- (2) 長期にわたる急性病名が認められたので改めること。
- (3) 傷病名を重複して付けている例が認められたので改めること。
- (4) 傷病名の終了日、転帰の記載がない例が認められたので改めること。
- (5) 不適切に付けられた傷病名が認められたので改めること。
  - ① 診療の都度、傷病名を見直し転帰を取り、傷病名を整理すること。

- ② 整理の悪い傷病名が認められたので、診療の都度傷病名を見直し、整理すること。
- ③ 急性病名の転帰が取られていない例が認められた。
- ④ 中止又は治癒とすべき傷病名が診療録及び診療報酬明細書に記載されている例が認められたので、傷病名の整理を行うこと。
- ⑤ 非常に多数の傷病名が付けられている例が認められた。
- ⑥ 急性・慢性、左右の別、部位の記載がない例が認められた。
- ⑦ 診療報酬明細書に記載している傷病名の一部について、診療録に記載していない例や診療録に記載された傷病名と一致しない例が認められた。
- ⑧ 傷病名について、診療録及び診療報酬明細書のいずれにも記載されていない例が認められた。
- ⑨ 実際には「疑い」の傷病名であるものについて、確定傷病名として記載している例が認められた。
- ⑩ 単なる状態や傷病名ではない事項を傷病名欄に記載している。傷病名以外で診療報酬明細書に記載する必要のある事項については、摘要欄に記載するか、別に症状詳記を作成すること。

### 3 基本診療料

#### (1) 初・再診料

- ① 電話による再診
  - ・ 電話再診について、電話による診療であることが不明確な例が認められたので記載内容の充実を図ること。
  - ・ 電話再診について、患者から求められた治療上の意見及び必要な指示の記載が乏しい例が認められたので、診療録への記載を更に充実させること。
- ② 再診料（外来管理加算）
  - ・ 患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載が乏しい例又は記載が無いものが認められたので改めること。

### 4 医学管理等

#### (1) 特定疾患療養管理料

- ① 療養上必要な管理内容の要点を診療録に記載していない又は乏しい。
- ② 特定疾患療養管理料について、診療録への療養上必要な管理内容の要点記載が画一的であるため、記載内容をさらに充実させること。また、生活習慣病等の厚生労働大臣が別に定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に算定できるものであることに十分留意すること。

- ③ 厚生労働大臣が別に定める疾患以外の疾患を主病とする患者に対して算定していた。
- (2) 特定薬剤治療管理料
  - ① 特定薬剤治療管理料について、治療計画の要点を診療録へ記載していない又は乏しい例が認められた。
  - ② 薬剤の血中濃度及び治療計画の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- (3) 悪性腫瘍特異物質治療管理料
  - ① 治療計画の要点の診療録への記載がない又は乏しい例が認められた。
- (4) 難病外来指導管理料
  - ① 診療計画及び診療内容の要点の診療録への記載が乏しい例が認められた。
- (5) 診療情報提供料（Ⅰ）
  - ① 交付した文書の写しを診療録に添付していない。
- (6) 薬剤情報提供料
  - ① 薬剤情報提供料を算定した場合について、薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない例が認められた。

## 5 在宅医療

- (1) 在宅患者診療・指導料
  - ① 往診料
    - ・ 往診料について、診療録に患家の求めに応じて実施した旨の記載が乏しい又は不十分な例が認められたので、更に記載を充実させること。
  - ② 在宅患者訪問診療料
    - ・ 訪問診療を行った日における当該医師の当該在宅患者に対する診療時間（開始時刻及び終了時刻）及び診療場所を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- (2) 在宅療養指導管理料
  - ① 在宅自己注射指導管理料
    - ・ 当該在宅療養を指示した根拠・指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）・指導内容の要点の診療録への記載が乏しい例が認められたので、記載を充実させること。
  - ② 在宅酸素療法指導管理料
    - ・ 当該在宅療養を指示した根拠・指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）・指導内容の要点の診療録への記載が乏しい例が認められたので、記載を充実させること。

## 6 検査

- (1) 診療録から検査の必要性が十分に読み取れない、又は検査の結果の考察が十分でない例が認められたので、記載を充実させること。
- (2) 呼吸心拍監視について、算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。
  - ① 観察した心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載していない例が認められた。

## 7 画像診断

- (1) 画像診断について、不適切な例が認められたので改めること。
  - ① コンピューター断層撮影（CT撮影）、磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）
    - ・ 診療録の記載が乏しいため、必要性が読み取れない事例が認められた。

## 8 投薬・注射

- (1) ビタミン剤の投与について、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

## 9 リハビリテーション

- (1) 訓練の記録
  - ① 訓練の記録について、開始時刻及び終了時刻の記載が画一的（すべて20分で記載）な例が認められたので改めること。
- (2) リハビリテーション総合計画評価料
  - ① リハビリテーションの効果、実施方法の評価を行わずに算定された例が認められたので改めること。
- (3) 目標設定等支援・管理料
  - ① 目標設定等支援・管理シートに基づき患者等に行った説明に対する患者等の受け止め及び反応の診療録への記載が乏しい例が認められたので改めること。

## 10 処置

- (1) 処置について、診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
  - ① 熱傷処置
    - ・ 処置した範囲

## II 診療報酬の請求等に関する事項

### 1 診療報酬明細書の記載等

(1) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 診療報酬明細書の内容が、診療録に記載された内容と一致しない例が認められた。保険請求に当たっては、傷病名等を含め診療録と診療報酬明細書の突合を主治医により十分行うこと。
- ② 診療録に記載された傷病名が、診療報酬明細書に記載されていない例が認められたので、保険請求に当たっては、診療録と診療報酬明細書の突合を主治医により十分行うこと。

## 2 一部負担金等

(1) 一部負担金の徴収について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 徴収すべき者から徴収していない。  
(職員・従業員・一部職員の家族・一部職員の友人・電話再診に係る一部負担金)
- ② 未収の一部負担金に係る管理簿を作成していない。

## 3 届出事項・院内掲示等

(1) 届出事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに四国厚生支局に届け出ること。
  - ・ 保険医の異動